

無料

中 小 企 業 向 け

山口県

省エネ診断のご案内

山口県では、省エネ専門家と連携した事業所向け省エネ診断を実施しています。
事業所の省エネをお考えの事業者の皆様、お気軽にお問い合わせください。

省エネ、経費節減
の実現！

省エネ診断の受診を要件とした
県の補助・融資が
受けられる！

事業所の脱炭素経営
のきっかけとして！

- 対象 県内に事業場を有する中小企業者等の方
- 内容 省エネの専門家（（一社）エネルギーマネジメント協会またはシステム計装（株））が、現地調査を実施後に診断を行い、設備の運用改善や省エネ設備への更新、再エネ導入等について無料でアドバイスします。また、各種支援・助成制度について情報提供します。
- 受付期間 令和7年4月10日（木）～令和7年12月18日（木）※ 予算上限に達した場合、受付を終了します。
- お申し込み方法、お問い合わせ先

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、E-mailまたはFAXにより、下記の窓口にご提出ください。

〒753-0814 山口市吉敷下東三丁目1番地1号

山口県地球温暖化防止活動推進センター（（公財）山口県予防保健協会）

TEL：083-933-0008（ダイヤルイン【7】）FAX：083-923-5567 E-mail：yccca@yobou.or.jp



■省エネ診断の流れ

① 申込書を提出

裏面の申込書にご記入の上、窓口へ提出

※申込書はセンターHPからもダウンロードできます

② 事前調査

省エネ診断事業者が、書面で設備等を確認

※回答できる範囲で構いません

③ 現地調査

診断員が現地訪問して、設備の使用状況を調査

※所要時間：半日～1日程度

④ フォローアップ

診断員が、診断結果をわかりやすく説明

※調査の1～2か月後に実施し、その後、診断結果報告書を送付

申込書はウラ面へ

■令和6年度に省エネ診断を行った支援事例（業種：水産物卸売業）

- ・照明について、昼休憩時間の1時間を消灯することで、電気使用量で約1,500kWh/年の削減、電気料金で約3万円/年の削減が見込めることを試算。
- ・基本料金に関わる「最大デマンド値（kW）」を抑えるため、デマンド監視装置の設置による電力の見える化をおすすめするとともに、それを活用した「ピークシフト・ピークカット」のための具体的なアドバイスを行った。
- ・時間帯によって直射日光が当たる冷凍機に、サンシェードを設置することで、電気使用量で約1,000kWh/年の削減、電気料金で約2万円/年の削減、約0.5t-CO₂のCO₂排出削減が見込めることを試算。
- ・工場の屋根へ太陽光発電設備を導入することで、買電量で約44,000kW/年の削減、電気料金で約100万円/年、約24t-CO₂のCO₂排出削減が見込めることを試算。



■「山口県中小企業者等向け省・創・蓄エネ設備設置補助金」の活用には省エネ診断の受診が要件になる場合があります！

補助金のHPはこちら



補助金を活用して高効率空調設備等を整備する場合、山口県や経済産業省等が行う省エネ診断を受診し、補助金申請時に30%以上の省CO₂効果が得られることを示す必要があります。

※補助金の公募時期や要件などの詳細は県環境政策課HPをご覧ください。

※申込状況等により、ご希望の時期に省エネ診断が実施できない場合があります。

補助金受付窓口：山口県地球温暖化防止活動推進センター（◆電話 083-933-0008（ダイヤルイン7））

■山口県の融資制度「省・創・蓄エネ関連設備整備資金」の活用を！

省エネ診断を受診した事業者は、省エネ・創エネ・蓄エネ設備を整備する場合、金融機関と協調した低利融資を受けることができます。 ※詳細は県環境政策課HPをご覧ください。

ご相談窓口：山口県環境政策課（◆電話 083 - 933 - 2690）

融資のHPはこちら

